

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

改 正 案

別表 消防団員退職報償金支払額表（第三条関係）

階 級							勤 務 年 数
	団 員	班 長 部長及び	副分団長	分 団 長	副 団 長	団 長	
五年以上 十年未満	二〇〇	二〇四	二二四	二二九	二二九	二三九千円	
十年以上 十五年未満	二六四	二八三	三〇三	三二八	三二九	三四四千円	
十五年以上 二十年未満	三三四	三五八	三八八	四一三	四二九	四五九千円	
二十年以上 二十五 年未満	四〇九	四三八	四七八	五一三	五三四	五九四千円	
二十五 年以上三十 年未満	五一九	五六四	六二四	六五九	七〇九	七七九千円	
三十 年以上三十五 年未満	六八九	七三四	八〇九	八四九	九〇九	九七九千円	
三十五 年以上	七八九	八三四	九〇九	九四九	一、〇〇九	一、〇七九千円	

現 行

別表 消防団員退職報償金支払額表（第三条関係）

階 級							勤 務 年 数
	団 員	部長及び班長	副 分 団 長	分 団 長	副 団 長	団 長	
五年以上 十年未満	二〇〇	二〇四	二二四	二二九	二二九	二三九千円	
十年以上 十五年未満	二六四	二八三	三〇三	三二八	三二九	三四四千円	
十五年以上 二十年未満	三三四	三五八	三八八	四一三	四二九	四五九千円	
二十年以上 二十五 年未満	四〇九	四三八	四七八	五一三	五三四	五九四千円	
二十五 年以上三十 年未満	五一九	五六四	六二四	六五九	七〇九	七七九千円	
三十 年以上	六八九	七三四	八〇九	八四九	九〇九	九七九千円	

備考 一 階級については、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が一年に満たないときは、その階級（団員を除く。）の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が一年以上あるときは、総務省令で定める階級とする。 二 勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの期間が一年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。 三 勤務年数の計算は、非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となつた日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。	備考 一 階級については、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が一年に満たないときは、その階級（団員を除く。）の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が一年以上あるときは、総務省令で定める階級とする。 二 勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの期間が一年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。 三 勤務年数の計算は、非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となつた日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。
---	--